

健保法等改正法案にみる応能負担強化と今後の課題

全世代型社会保障構築のキーワードは、①未来への投資としての「こども・子育て支援の充実」と②すべての国民が負担能力に応じて支え合う「応能負担の強化」。今国会提出の健康保険法等改正法案の柱でもある。

このうち①では、出産育児一時金を42万円から50万円へと大幅に上げるとともに、支給費用の一部（7%）について新たに後期高齢者医療制度から支援する仕組みを導入し、子育てを社会全体で支援する。②では、高齢者医療をすべての世代で公平に支え合うという観点から、後期高齢者医療における高齢者の負担割合を見直し、現役世代の負担の上昇を抑制する。具体的には、現行制度では高齢者の保険料の方が現役世代の支援金よりも伸び率が高くなっていることから、介護保険を参考に、今後は両者の伸びが同じになるように高齢者負担率の設定方法を見直す。あわせて、被用者保険における保険料率の格差を是正する観点から、前期高齢者の給付費の調整において、現行の「加入者数に応じた調整」に加え、「報酬水準に応じた調整」を導入する。

改正による後期高齢者の保険料負担増については、応能負担を強化する観点から、低所得者に配慮し、賦課限度額と所得割保険料の引上げにより対応する。これにより、賦課限度額が国保との均衡の観点から現行の66万円から80万円へ上げられる一方、所得割のかからない均等割保険料のみ（年金収入のみであれば153万円以下）の高齢者は改正の影響を受けない。改正による保険料引上げの影響を受けるのは後期高齢者のうち所得割を負担している約4割であり、均等割のみの約6割の高齢者は医療費自然増分を除き影響を受けない。このような改正の趣旨自体は妥当であり、異論はないが、将来に向けては大きな課題がある。

問題は高齢者の保険料と実際の負担能力の間に無視できない乖離があることである。その一つが年金税制の問題。後期高齢者の6割は女性で、非課税扱いの遺族年金の受給者が多い。課税所得である老齢年金についても、手厚い公的年金等控除（最低額は給与所得控除55万円の2倍の110万円）により税負担が軽減されている。この税制措置は後期高齢者医療の患者負担（1割、一定以上所得者2割、現役並み所得者3割）や介護保険の保険料・利用者負担にもそのまま反映する。さらに、高齢世代内で著しい格差がある金融所得や資産保有の実態も反映していない。負担能力に見合う負担を免れている高齢者が少なくないという問題である。これらの不公平を放置したままでは、今後の負担増について合意を得るのは難しいのではないかと。

年金課税の見直しは、かつては社会保障制度改革プログラム法（2013年12月）にも掲げられていたが、今ではほとんど議論の俎上にあがらない。金融所得課税見直しについては、2021年の自民党総裁選で4人の候補者のうち3人までもこれに言及していたが、2022年税制改正では見送り、2023年改正でやっと着手するものの、超富裕層に限定した分離課税の税率引上げにとどまる。金融資産の捕捉の前提になるマイナンバーと預貯金口座の紐付けも任意にとどまっている。いずれもいつまでも先送りできる問題ではない。

山崎 泰彦（やまさき・やすひこ） 神奈川県立保健福祉大学名誉教授

1945年生まれ。社会保障研究所、上智大学、神奈川県立保健福祉大学を経て、2011年より現職。社会保障制度改革国民会議委員、社会保障審議会委員、社会保障制度改革推進会議委員等を歴任。著書に『社会保障・税一体改革の十年』（社会保険出版社、2021年）など。

